

長野県の特定(産業別)最低賃金決定経過

年	電気機械器具製造業 (平成元年2月11日新設) (平成14年11月26日廃止)		精密機械器具、医療用計測器製造業 (平成元年12月24日新設) (平成14年11月26日廃止)		計量器・測定器・分析機器・試験機・医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業 (平成14年11月27日新設)		公示年月日	効力発生日
	日額	時間額	日額	時間額	日額	時間額		
平成3年	4795円	600円	4835円	605円	-	-	(電)平成3年10月28日 (精)平成3年10月28日	(電)平成3年11月27日 (精)平成3年11月27日
平成4年	5005円	626円	5045円	631円	-	-	(電)平成4年10月28日 (精)平成4年10月28日	(電)平成4年11月27日 (精)平成4年11月27日
平成5年	5165円	646円	5205円	651円	-	-	(電)平成5年10月14日 (精)平成5年10月14日	(電)平成5年11月27日 (精)平成5年11月27日
平成6年	5295円	662円	5340円	668円	-	-	(電)平成6年10月18日 (精)平成6年10月18日	(電)平成6年11月27日 (精)平成6年11月27日
平成7年	5420円	678円	5470円	684円	-	-	(電)平成7年10月25日 (精)平成7年10月25日	(電)平成7年11月27日 (精)平成7年11月27日
平成8年	5545円	694円	5600円	700円	-	-	(電)平成8年10月25日 (精)平成8年10月25日	(電)平成8年11月27日 (精)平成8年11月27日
平成9年	5680円	710円	5740円	718円	-	-	(電)平成9年10月27日 (精)平成9年10月24日	(電)平成9年11月27日 (精)平成9年11月27日
平成10年	5790円	724円	5850円	732円	-	-	(電)平成10年10月20日 (精)平成10年10月23日	(電)平成10年11月27日 (精)平成10年11月27日
平成11年	5847円	731円	5897円	738円	-	-	(電)平成11年10月22日 (精)平成11年10月22日	(電)平成11年11月27日 (精)平成11年11月27日
平成12年	5902円	738円	5947円	744円	-	-	(電)平成12年10月23日 (精)平成12年10月23日	(電)平成12年11月27日 (精)平成12年11月27日
平成13年	5947円	744円	5947円	744円	-	-	(電)平成13年10月23日 (精)	(電)平成13年11月27日 (精)
平成14年	-	-	-	-	-	745円	平成14年10月24日	平成14年11月27日
平成15年	-	-	-	-	-	746円	平成15年10月27日	平成15年11月27日
平成16年	-	-	-	-	-	748円	平成16年10月28日	平成16年11月27日
平成17年	-	-	-	-	-	752円	平成17年10月28日	平成17年11月27日
平成18年	-	-	-	-	-	757円	平成18年10月26日	平成18年11月27日
平成19年	-	-	-	-	-	767円	平成19年11月15日	平成19年12月15日
平成20年	-	-	-	-	-	775円	平成20年11月14日	平成20年12月14日
平成21年	-	-	-	-	-	777円	平成21年11月5日	平成21年12月5日
平成22年	-	-	-	-	-	783円	平成22年11月11日	平成22年12月11日
平成23年	-	-	-	-	-	785円	平成23年10月28日	平成23年11月27日
平成24年	-	-	-	-	-	790円	平成24年11月28日	平成24年12月28日
平成25年	-	-	-	-	-	798円	平成25年11月19日	平成25年12月19日
平成26年	-	-	-	-	-	810円	平成26年10月29日	平成26年11月28日
平成27年	-	-	-	-	-	823円	平成27年10月28日	平成27年11月27日
平成28年	-	-	-	-	-	837円	平成28年10月27日	平成28年11月27日
平成29年	-	-	-	-	-	854円	平成29年10月23日	平成29年11月27日
平成30年	-	-	-	-	-	872円	平成30年10月24日	平成30年11月27日
令和元年	-	-	-	-	-	892円	令和元年10月28日	令和1年11月27日
令和2年	-	-	-	-	-	894円	令和2年11月4日	令和2年12月4日
令和3年	-	-	-	-	-	916円	令和3年11月29日	令和3年12月29日
令和4年	-	-	-	-	-	945円	令和4年11月14日	令和4年12月14日
令和5年	-	-	-	-	-	983円	令和5年11月24日	令和5年12月24日

当該期間においては、件名「電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス、精密機械器具製造業」でしたが、日本標準産業分類（第12回）の改定により、平成20年度より件名が変更となりました。件名の変更にあたり、適用する使用者及び労働者に変更はありません。

(注)(電)は電気機械器具製造業、(精)は精密機械器具、医療用計測器製造業を表す。